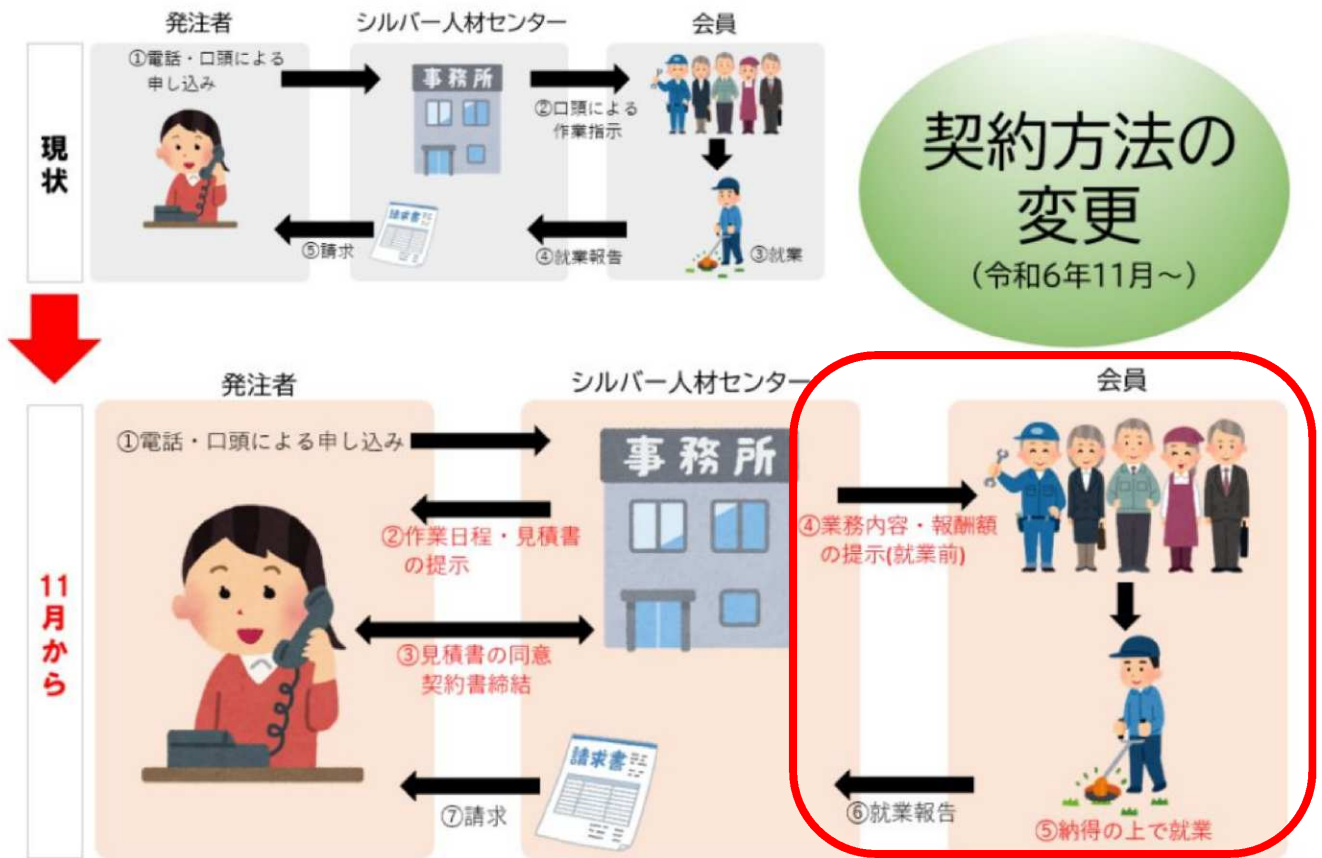


# 会員の皆様へ

「フリーランス保護新法」※が施行になり、シルバー人材センターの会員の皆様が「請負」、「委任」の形で仕事をされるときに契約のしかたについて契約方法の見直しが必要になりました。



会員の皆様には就業前に、業務内容・報酬額(現配分金額)が提示されます。就業条件等の提示は紙での提示は行わない予定です。

電子媒体(スマートフォンやパソコンなど)にて提示することになります。



**スマートフォンでの使い方説明会を開催します。  
説明会の開催日時は追ってお知らせいたします。**

## 契約方法の見直しによる変更点

変更点	内 容
会員の皆様への就業条件の明示と業務委託契約の成立  ※紙等での明示ではなく、電子媒体（スマホやパソコン）での提示となります。	フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターのほうで業務仕様に基づき、就業条件を記載した会員業務仕様書（ <u>会員就業条件明示書</u> ）を作成し、マッチングの際に会員に提示（スマートフォンやパソコンに）します。会員が内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。  ※新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者や会員の作業は発生しません。
なお、契約方法の見直し後においても、センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆様や会員の皆様は、安心してセンターをご利用くださいますようお願いいたします。	

### ※フリーランス保護新法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受けた仕事にフリーランスが安定的に就業できる環境を整えるための法律です。この法律上、草刈りや剪定、家の片付けなどの仕事を請負うシルバー人材センターの会員もフリーランスという扱いになります。

（派遣業務は除きます）。